

# 兵庫県公報

平成26年10月31日 金曜日 第 2642 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○ 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）	2
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	2
<b>告 示</b>	
○ 平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部改正（文書課）	3
○ 鳥獣保護区の指定（自然環境課）	3
○ 特別保護地区の指定（同）	6
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	6
○ 昭和39年兵庫県告示第1003号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	11
○ 昭和49年兵庫県告示第2183号（銃猟禁止区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	11
○ 保安林の指定解除（同）	12
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	12
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（同）	15
○ 道路法に基づく県道管理の協議に係る同意（道路保全課）	17
○ 道路の区域の決定及び供用開始（同）	18
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	18
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	18
○ 自転車歩行者専用道路の指定（同）	19
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 平成21年兵庫県告示第1202号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	22
○ 土砂災害警戒区域の指定（同）	22
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	34
<b>公 告</b>	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	35
○ 兵庫県労働委員会の労働者委員候補者の推薦を求める公告（労政福祉課）	37
○ 二級河川蓬川水系河川整備基本方針の策定（総合治水課）	38
○ 二級河川夢前川水系河川整備基本方針の策定（同）	38
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治団体から提出された平成22年分の収支報告書の要旨	38
○ 政治団体から提出された平成23年分の収支報告書の要旨	39
○ 政治団体から提出された平成24年分の収支報告書の要旨	39
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	46
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	56
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告（兵庫県立神戸高等学校）	57
○ 同 上（兵庫県立尼崎高等学校）	60
○ 同 上（兵庫県立明石南高等学校）	62
○ 同 上（兵庫県立姫路東高等学校）	65

公布された法令のあらまし

●兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第31号）

港湾施設の上屋等を1年以上専用使用する場合及び荷役機械等を設けて港湾施設を使用する場合の使用料の額について、国有資産等所在市町村交付金法に定める市町村交付金のほか、これに係る公負担を加算することとし、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第32号）

次の県営住宅の駐車場を整備し、名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額 限度額
豊岡一本松鉄筋住宅駐車場	豊岡市庄境	4,100円
豊岡一本松テラス住宅駐車場	豊岡市庄境	4,100円
三原榎列鉄筋住宅駐車場	南あわじ市榎列松田	2,100円

規 則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第31号

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2 港湾施設の設備を使用する場合の款上屋の項中「相当する額」の右に「及びこれに係る公負担」を加え、「交付金相当額」を「交付金相当額等」に改め、同款貯炭場、野積場、陸上貯木場、駐車場及び港湾施設用地で、舗装しているものの項及び同款貯炭場、野積場、陸上貯木場、駐車場及び港湾施設用地で、舗装していないものの項並びに同表工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合の款中「交付金相当額」を「交付金相当額等」に改める。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第32号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第5 出石室見台鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

豊岡一本松鉄筋住宅駐車場	豊岡市庄境	4,100
豊岡一本松テラス住宅駐車場	豊岡市庄境	4,100

別表第5 緑倭文鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

三原榎列鉄筋住宅駐車場	南あわじ市榎列松田	2,100
-------------	-----------	-------

附 則  
この規則は、平成26年11月1日から施行する。

告 示

**兵庫県告示第944号**

平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から施行する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金」の次に「但馬空港ターミナル株式会社」を加える。



**兵庫県告示第945号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、昭和44年兵庫県告示第1185号（鳥獣保護区の指定）、昭和59年兵庫県告示第2139号（鳥獣保護区の指定）、平成元年兵庫県告示第1595号（鳥獣保護区の指定）、平成6年兵庫県告示第1525号（鳥獣保護区の指定）及び平成11年兵庫県告示第1417号（鳥獣保護区の指定）は、平成26年10月31日限り、廃止する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
最上山鳥獣保護区	宍粟市山崎町横須における市道横須2号と市道庄能上牧谷線の交点を起点として、同所から市道庄能上牧谷線を南東進して県道岩野辺山崎線に至り、同所から同県道を南進して市道庄能鹿沢線に至り、同所から同市道を南進して県道宍粟下徳久線に至り、同所から同県道を西進して市道加生9号に至り、同所から同市道を北東進して市道門前加生線に至り、同所から同市道を北西進して市道さつき団地1号線に至り、同所から同市道を北進して加生字障子山と加生字奥の谷山の字界交点（ため池西詰）に至り、同所から同字界を北進して三角点（標高338.0メートル）に至り、同所から横須字岩ヶ谷の尾根を下り、市道横須2号に至り、同所から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
城崎鳥獣保護区	豊岡市城崎町におけるJR山陰本線今津踏切を起点として、同所から市道今津本線を南西進して市道家ノ上線に至り、同所から同市道を西進して旧農道今津家ノ上線に至り、同所から同旧農道を西進して市道後山大師山線に至り、同所から同市道を西進してロープウェー山頂駅に至り、同所から市道大師山線を北進して市道来日山線に至り、同所から同市道を南西進して旧城崎町と旧竹野町の旧町界に至り、同所から同旧町界を北進して松本三角基準点（標高370.9メートル）を経由して竹野町田久日地区に至る旧街道に至り、同所から同旧街道を南進して市道桃島本線に至り、同所から同市道を南東進して桃島川に架かる上住橋に至り、同所から桃島川北岸を東進して桃島池に至り、同所から桃島池を南進周回してあきつ橋に至り、同所から桃島川右岸を東進して大滝橋に至り、同所から市道大滝線を東進して県道豊岡瀬戸線に至り、同所から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

豊岡東部鳥獣保護区	豊岡市における円山川に架かる立野大橋を起点とし、国道312号を東進し、六方川に架かる梶原橋西詰から六方川左岸に沿って東進又は南進し、同市内地内の木内橋西詰に至り、同所から市道江本木内線を北西進して中谷幹線に至り、同所から同幹線を北西進して市道江本天神橋線に至り、同所から中谷幹線の延長線を北西進して円山川右岸堤防に至り、同所から円山川右岸堤防に沿って北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
豊岡南部鳥獣保護区	豊岡市伏における出石川に架かる天神橋北詰を起点として、同所から国道426号を南東進して出石川に架かる伊豆橋北詰に至り、同所から同橋を渡り南詰に至り、同所から出石川左岸堤防を北進して豊岡市加陽東浦に至り、同所から山沿いを南西進して県道府市場伏線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
但馬海岸東部鳥獣保護区	県道香美久美浜線から籠島を見通した線と同県道の交点（青井3629番地）を起点として同所から同主要地方道を西進して、県道香住村岡線に至り、同所から同県道を北西進して県道香住港線に至り、同所から同県道を北西進して香住港右灯台に至り、同所から沿岸岩礁諸島を含み海岸線を通って起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
但馬海岸中部鳥獣保護区	美方郡香美町矢田川河口左岸を起点として、同所から矢田川左岸を南進して国道178号に至り、同所から同国道を北西進して町道下浜206号線に至り、同所から同町道を北西進して町道三田矢田線に至り、同所から同町道を北西進してJ R山陰本線に至り、同所から同J R線を北進して国道178号に至り、同所から同国道を北進して町道余部御崎線に至り、同所から同町道を北進して林道三尾御崎線に至り、同所から同林道を北進して県道三尾浜坂線に至り、同所から同県道を北進して町道田井第3号線に至り、同所から同町道を北西進して同町道とこれに続く里道の延長線と海岸線の交点に至り、同所から沿岸岩礁諸島を含む海岸線を通って起点に至る線で囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
但馬海岸西部鳥獣保護区	美方郡新温泉町浜坂における岸田川河口の左岸を起点として、同所から同川左岸を南進して味原川左岸に至り、同所から同川左岸を南進してJ R山陰本線に至り、同所から同鉄道を西進して国道178号に至り、同所から同国道を西進して県道居組港居組停車場線に至り、同所から同県道を西進及び南進して町道七坂八峠線に至り、同所から同町道を西進して鳥取県境に至り、同所から同県境を北進して汐吹岬に至り、同所から沿岸岩礁諸島を含み海岸線を通って起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
日岡鳥獣保護区	加古川市神野町の市道大野西条線と市道西之山加古線の交点を起点として、同所から市道西之山加古線を南東進して市道西之山4号線に至り、同所から同市道を南西進して市道西之山7号線に至り、同所から同市道を南西進して市道西之山6号線に至り、同所から同市道を南西進して公園外周道路に至り、同所から同外周道路を南進して市道石守溝之口線に至り、同所から同市道を南進して市道日岡刑務所線に至り、同所から同市道を北西進して市道大野27号線に至り、同所から同市道を西進して市道大野14号線に至り、同所から同市道を北進して市道大野9号線に至り、同所から同市道を北進して市道大野西条線に至り、同所から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
書写山鳥獣保護区	姫路市書写における県道石倉玉田線と市道曾左17号線の交点を起点として、同所から同市道を北進して書写山登山道西坂参道に至り、同所から同参道を北進して書写山円教寺境内林（姫路市書写2968番地）に至り、同所から同境内林の林縁を通り書写山登山道東坂参道に至り、同所から同参道を南進	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

	して市道曾左10号線に至り、同所から同市道を南進して県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
西山鳥獣保護区	朝来市和田山町における県道物部養父線と朝来市立和田山幼稚園南面かどの交点を起点として、同所から同県道を400メートル南進して西山南稜線に至り、同所から同稜線を北進して西山山頂に至り、同所から西山北稜線を北進して朝来市役所裏製糸工場跡石碑に至り、同所から西山山麓平地界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
三熊山鳥獣保護区	洲本市小路谷古茂江における県道洲本灘賀集線と市道三熊山線の交点を起点として、同所から同市道を北西進及び北進並びに南西進して同市道終点における遊歩道に至り、同所から同遊歩道を西進して市道三熊山山手線に至り、同所から同市道を西進及び北進して遊歩道に至り、同所から同遊歩道を西進して白滝山山麓の白滝神社に至り、同所から山林と宅地の地目界を東進して県道洲本灘賀集線に至り、同所から同県道を東進及び南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
花山院鳥獣保護区	三田市尼寺における県道三田篠山線と市道尼寺市之瀬線の交点を起点として、同所から同県道を北進して市道奥谷線に至り、同所から同市道を東進して奥谷道（山路）に至り、同所から同道を東進及び南進して峠に至り、同所から不動道を南進して市道尼寺市之瀬線に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
夙川河口鳥獣保護区	西宮市前浜町における夙川に架かる浜夙川橋東詰を起点として、同所から夙川左岸を南進し、同市西波止町における海岸防潮堤に至り、同所から同防潮堤前面に沿って東進し、同市西波止町1番において、同防潮堤を南進して、御前浜東南端に至り、同所から芦屋市浜風町における兵庫県海洋体育館附属の艇庫の東北端岸壁を見通した線と、西宮市と芦屋市との市界の交点に至り、同所から同市界を北進して、堀切川樋門に至り、同樋門から海岸防潮堤前面に沿い南進及び東進して、西宮市大浜町東南端の夙川河口に至り、同所から夙川右岸を北進して、浜夙川橋西詰に至り、同所から同橋を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
楽々浦鳥獣保護区	豊岡市城崎町における円山川に架かる城崎大橋東詰を起点として、同所から円山川右岸を北東進して城崎町楽々浦通り戸339番地の北端に至り、同所から楽々浦湾の汀線を南進周回して楽々浦字風早325番地と円山川右岸の交点に至り、同所から円山川右岸を北進して楽々浦字風早338番地の北端に至り、同所から旧城崎町と旧豊岡市の旧市町界を南進して城崎町飯谷における県道豊岡竹野線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
八鹿妙見山鳥獣保護区	養父市八鹿町における広域基幹林道妙見蘇武線と林道大ナル線の交点を起点として、同所から同林道を南進して養父市八鹿町石原字奥山1639番地と旧1640番地の境界に至り、同所から同境界線を南進して旧八鹿町と旧関宮町の旧町界に至り、同所から同旧町界を西進して養父市と香美町の市町界に至り、同所から同市町界を北進して養父市と豊岡市の市界に至り、同所から同市界を東進して広域基幹林道妙見蘇武線に至り、同所から同広域基幹林道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
須留ヶ峰鳥獣保護区	養父市大屋町における市道旭山線と林道田淵線の交点を起点として、同所から同林道を東進して養父市側の須留ヶ峰登山道に至り、同所から同登山道を東進して須留ヶ峰山頂に至り、同所から朝来市側の須留ヶ峰登山道を南進して日本土地山林株式会社所有林内の作業道に至り、同所から同作業道を南進して朝来市佐囊字スリガ峰と字金ヶ谷の字界に至り、同所から同字界を西	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

進して養父市と朝来市の市界に至り、同所から同市界を南進して養父市大屋町における通称七拾枚谷に至り、同所から同谷を西進して林道七拾枚谷線に至り、同所から同林道を西進して市道七拾枚線に至り、同所から同市道を北進して旧明延鉱山専用軌道に至り、当初から同軌道を北進して市道旭山線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域
---



**兵庫県告示第946号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の区域を特別保護地区として指定する。

なお、昭和60年兵庫県告示第537号（特別保護地区の指定）は、平成26年10月31日限り、廃止する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
書写山特別保護地区	書写山鳥獣保護区のうち、姫路市書写所在、史跡「円教寺境内」（昭和9年3月13日付文部省告示第90号）指定地の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
城崎特別保護地区	城崎鳥獣保護区のうち、豊岡市城崎町湯島字野木谷997番地、字茶屋ノ上1582番地の1、字本町547番地、548番地、字杉皮谷522番地の1、523番地、526番地、字後山1583番地の1、1583番地の7、字曼陀羅町789番地、792番地、字寺ノ谷800番地の2、806番地の1から10、字四国山1580番地、字甲香1009番地の1及び字神主谷1030番地の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで



**兵庫県告示第947号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、昭和59年兵庫県告示第2141号（特定猟具使用禁止区域の指定）、平成6年兵庫県告示第1527号（銃猟禁止区域の指定）及び平成16年兵庫県告示第1202号（銃猟禁止区域の指定）は、平成26年10月31日限り、廃止する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
三木市大村特定猟具使用禁止区域	銃器	三木市大村における市道岩宮大村線と金剛寺谷川の交点を起点として、同所から同川を北進して同市大村字大門988番地と1067—197番地の地番界に至り、同所から989番地と1067—200番地の地番界を進み東谷池の南東端を経て谷筋に至り、同所から同谷筋を東進して同市平田と同市大村の大字界に至り、同所から同大字界を北進して同市平田字草加野と字新野の字界に至り、同所から同字界を東進して同市平田と同市加佐の大字界に至り、同所から同大字界を東進して市道加佐草加野線に至り、同所から同市道を南東進して市道加佐久留美線に至り、同所から同市道を東進して市道跡部西線に至り、同所から同市道を南進して市道岩宮大村線に	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

		至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
嬉野台特定 猟具使用禁 止区域	銃器	加東市久米における県道西脇三田線の久米橋東詰を起点として、同所から同県道を東進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を南東進して旧加東郡東条町と同社町の旧町界に至り、同所から同旧町界を南進及び北西進して加東市下久米字南山1727—454番地先（やしろ東条ゴルフクラブ入口）の市道大学前上久米線に至り、同所から同市道を南進及び西進して市道嬉野久米線に至り、同所から同市道を北進及び東進して市道前谷並田線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月1日から 平成36年10 月31日まで
農業公園特 定猟具使用 禁止区域	銃器	神戸市立農業公園（所在地は、神戸市西区押部谷町高和1557—1）の区域	平成26年11 月1日から 平成36年10 月31日まで
木谷山特定 猟具使用禁 止区域	銃器	西脇市における国道427号と県道郷の瀬野村線の交点を起点として、同所から同県道を南進して県道西脇八千代市川線に至り、同所から同県道を西進して同市平野町と同市八坂町の町界に至り、同所から同町界を北進して合山町と谷町、出会町と谷町、出会町と高田井町、出会町と小坂町、出会町と西田町、出会町と市原町、合山町と市原町及び合山町と大木町（町界はすべて尾根筋）の町界を経て西脇市と多可郡多可町の市町界に至り、同所から同市町界を東進及び北進して杉原川の市町界に至り、同所から同川の市町界を下流に下り西脇市前島町の武島橋付近における市道日野東安田線に至り、同所から同市道を南進して国道427号に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月1日から 平成36年10 月31日まで
明石海峡特 定猟具使用 禁止区域	銃器	淡路市野島江崎における江崎灯台を起点として、同所から明石海峡を北西に見通す加古川市東播磨港別府西防波堤灯台に至り、同所から海岸線を東進して明石市明石港に至り、同所から海岸線を東進して神戸市須磨区須磨海水浴場に至り、同所から海岸線を東進して神戸市兵庫区神戸和田岬防波堤灯台に至り、同所から大阪湾を南西に見通す淡路市仮屋港森東防波堤灯台（淡路市仮屋港内）に至り、同所から海岸線を北進して淡路市浦港に至り、同所から海岸線を北進して、淡路市岩屋港に至り、同所から海岸線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の海域	平成26年11 月1日から 平成36年10 月31日まで
小野・社・ 滝野特定猟 具使用禁止 区域	銃器	加東市北西部における中国自動車道と県道西脇三田線の交点を起点として、同所から同県道を南東進して県道東古瀬穂積線に至り、同所から同県道を南進して県道大門小田線に至り、同所から同県道を東進して加東市道東古瀬松尾線に至り、同所から同市道を南進して市道東古瀬南北線に至り、同所から同市道を南進して市道屋度大門線に至り、同所から同市道を西進して県道東古瀬穂積線に至り、同所から同県道を南進して県道加古川小野線に至り、同所から同県道を南西進して小野市道108号線に至り、同所から同市道を西進して市道107号線に至り、同所から同市道を南進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を南東進して市道1027号線に至り、同所から同市道を南進して県道小野香寺線に至り、同所から同県道を南西及び北西進してJR加古川線に至り、同所から同JR線を北進して自衛隊青野ヶ原演習場の境界に至り、同所か	平成26年11 月1日から 平成36年10 月31日まで

		ら同境界を北西進して小野市と旧滝野町の旧市町界に至り、同所から同旧市町界を北東進してJR加古川線に至り、同所から同JR線を北東進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して県道西脇三田線に至り、同所から同県道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
福本特定猟具使用禁止区域	銃器	神崎郡神河町福本における町道福山2号線と国道312号の交点を起点として、同所から同国道を北進して宮ノ谷川に至り、同所から同川右岸を東進して福本字宮ノ谷と字蔵ノ谷の字界に至り、同所から同字界を東進して作業道蔵ノ谷線に至り、同所から同作業道を南進して町道高校線に至り、同所から同町道を南東進して作業道福山東線に至り、同所から同作業道を南東進して中茶屋川砂防堰堤に至り、同所から福本字屋敷奥と字綿谷と字石白谷との3字界に向かい南進して同3字界に至り、同所から字屋敷奥と字白石谷の字界を東進して字屋敷奥と字石白と字中野との3字界に至り、同所から作業道福山滝谷線の起点から400メートルの位置を見通した線を南東進して同作業道に至り、同所から同作業道を南進して町道福山線に至り、同所から同町道を西進して町道福山線に至り、同所から同町道を西進して町道福山2号線に至り、同所から同町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
天滝特定猟具使用禁止区域	銃器	養父市大屋町における円山川森林計画区76林班ウ小班と同区77林班の交点を起点として、同所から同区76林班ウ小班と同区同林班エ小班の小班界を西進して同区58林班に至り、同所から同区58林班と同区76林班の林班界を北西進して同区78林班に至り、同所から同区76林班と同区78林班の林班界を北東進して同区79林班に至り、同所から同区76林班と同区79林班の林班界を北東進して同区80林班に至り、同所から同区77林班と同区80林班の林班界を東進して同区77林班イ小班に至り、同所から同区同林班ウ小班と同区同林班イ小班の小班界を南進して同区76林班に至り、同所から同区77林班と同区76林班の林班界を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
つるぎが丘・とが山特定猟具使用禁止区域	銃器	養父市八鹿町における市道高柳とが山線と市道高柳小佐線の交点を起点として、同所から市道高柳小佐線を南東進して天文館バルーンよかの管理道に至り、同所から同管理道を北東進して天文館バルーンよかに至り、同所から南側稜線を南進して市道高柳小佐線に至り、同所から同市道を南西進して山地界に至り、同所から同山地界を南西進してとが山公園区域界に至り、同所から同区域界を北西進して県立但馬農業高等学校施設界に至り、同所から同施設界を北進して市立全天候運動場施設内歩道に至り、同所から同歩道を北西進して市道高柳とが山線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
迫間特定猟具使用禁止区域	銃器	朝来市山東町における県道溝黒竹田線と市道迫間原線の交点を起点として、同所から同市道を南進して県立南但馬自然学校の施設区域界に至り、同所から同区域界を南進して旧朝来町界に至り、同所から旧山東町と旧朝来町の旧町界を西進して旧和田山町界に至り、同所から旧和田山町と旧山東町の旧町界を北進して県道溝黒竹田線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで



佐のう高原 特定猟具使用 禁止区域	銃器	朝来市における農道佐のう八代線と農道佐のう松山線の交点を起点として、同所から農道佐のう八代線を北西進して谷筋に至り、同所から同谷筋を360メートル北東進して尾根に至り、同所から同尾根を北東進して作業道馬場山線に至り、同所から同作業道を東進してミドリセミナーハウス施設界に至り、同所から同施設界を東進して同施設内道路に至り、同所から同道路を南東進して農道佐のう松山線に至り、同所から同農道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月 1 日から 平成36年10 月31日まで
岩屋山特定 猟具使用禁 止区域	銃器	県道青垣柏原線と市道晋新田線1号の交点を起点として、同所から同市道を南進して市道西芦田栗住野線を経て中井橋に至り、同所から同橋を南進して市道井ノ口中井線に至り、同所から同市道を西進して市道倉町岩屋線に至り、同所から同市道を直進してカヤマチ山に至り、同所から尾根伝いに北進して市道絵倉線2号に至り、同所から同市道を北進して国道427号に至り、同所から同国道を東進して市道青垣中央線に至り、同所から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月 1 日から 平成36年10 月31日まで
西牧特定猟 具使用禁止 区域	銃器	加古川市志方町における市道西牧3号線と市道西牧横大路線の交点を起点として、同所から市道西牧横大路線を西進して県道飾東宝殿停車場線に至り、同所から同県道を南進して犬立地堤防南端に至り、同所から山林の境界を北西進して市道山中志方町線に至り、同所から大歳神社参道を北進して大歳神社に至り、同所から同神社の山裾を東進及び北西進並びに北東進して県道飾東宝殿停車場線に至り、同所から同県道を北西進して峠に至り、同所から国有林の稜線を東進して関西電力送電線の鉄塔に至り、同所から同稜線を南東進して里道清水道に至り、同所から同里道を南進して志方町氷室字丸山935番地の1地先における里道丸山道に至り、同所から同里道を南東進してダンベ池右岸堤防の市道氷室1号線に至り、同所から同市道を南進して農道に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月 1 日から 平成36年10 月31日まで
加西市南部 特定猟具使 用禁止区域	銃器	市道加西南産業団地線と市道田原8号線の交点を起点として、同所から市道田原8号線を北進して下里川に至り、同所から下里川、万願寺川右岸を東進して原橋に至り、同所から県道加古川高砂加西線を南進して県道加古川高砂加西線と加西南産業団地線の交点に至り、同所から西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月 1 日から 平成36年10 月31日まで
多可町中区 東安田特定 猟具使用禁 止区域	銃器	多可郡多可町と西脇市の市町境界線と県道山南多可線の交点を起点として、同所から同県道を南西進及び西進して町道東安田西田線に至り、同所から同町道を北進して町道中安田20号線に至り、同所から同町道を東進、北進、東進、南進及び東進して多可郡多可町と西脇市の市町界に至り、同所から同市町境界線を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月 1 日から 平成36年10 月31日まで
国見山特定 猟具使用禁 止区域	銃器	宍粟市山崎町春安における市道春安3号と里道の交点を起点として、同所から同市道を南東進して市道段春安線に至り、同所から同市道を南東進して中国自動車道の側道に至り、同所から同側道を南東進して河川管理道に至り、同所から同河川管理道を南東進して市道段9号に至り、同所から同市道を南進して市道鹿沢中比地に至り、同所から同市道を南進して市道中比地上比地線に至	平成26年11 月 1 日から 平成36年10 月31日まで

		り、同所から同市道を西進して市道上比地2号に至り、同所から同市道を南西進して林道砂利谷線に至り、同所から同林道を南西進して宍粟市とたつの市の市界に至り、同所から同市界を北進して大字春安字桃木山と大字段字西山の大字界に至り、同所から同大字界を東進して大字春安字桃木山と大字春安字地藏山の大字界に至り、同所から同大字界を北進して大字木谷字シンナシと大字春安地藏山の大字界に至り、同所から同大字界を東進して大字木谷字五本松と大字木谷字長畑の大字界に至り、同所から同大字界を東進して大字木谷字新山と大字木谷字長畑の大字界に至り、同所から同大字界を東進して大字木谷字又タノ尾と大字春安字大谷の大字界に至り、同所から同大字界を北東進して大字木谷字古木谷と大字春安字木谷の大字界に至り、同所から同大字界を東進して大字春安字大谷の里道に至り、同所から同里道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
篠山市雲部 特定猟具使用 禁止区域	銃器	篠山市西本荘における県道篠山京丹波線と市道本荘春日江線の交点を起点として、同所から同県道を西進して県道瀬利八上上線に至り、同所から同県道を北進して市道本荘春日江線に至り、同所から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月1日から 平成36年10 月31日まで
春日竹田川 特定猟具使用 禁止区域	銃器	丹波市春日町池尾における市道鴨西線の鴨西橋東詰と竹田川右岸堤防の交点を起点として、同所から同川を南東進して県道中山綾部線の嶋橋北詰に至り、同所から同県道を南進して竹田川左岸に至り、同所から同川を西北進して市道野上野七日市線の野上野橋西詰に至り、同所から同市道を西進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して竹田川左岸に至り、同所から同川を北進して市道鴨西線に至り、同所から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月1日から 平成36年10 月31日まで
浅野特定猟 具使用禁止 区域	銃器	淡路市における県道福良江井岩屋線と市道浅野南線の交点を起点として、同所から同市道を南進して市道浅野南斗ノ内線に至り、同所から同市道を西進して市道精田川1号線に至り、同所から同市道を北進して市道斗ノ内開発1号線に至り、同所から同市道を北進して県道福良江井岩屋線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月1日から 平成36年10 月31日まで
育波特定猟 具使用禁止 区域	銃器	淡路市における県道福良江井岩屋線と市道育波黒谷線の交点を起点として、同所から同市道を南東進及び南進して市道的地薬師線に至り、同所から同市道を南進して市道深谷線に至り、同所から同市道を南東進して市道西部開発15号線に至り、同所から同市道を南西進して市道西部開発1号線に至り、同所から同市道を南東進して市道西部開発16号線に至り、同所から同市道を西進して市道室津大坪線に至り、同所から同市道を南進して市道室津17号線に至り、同所から同市道を西進して県道室津津名線に至り、同所から同県道を北西進及び北進して県道福良江井岩屋線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月1日から 平成36年10 月31日まで
尾崎西特定 猟具使用禁 止区域	銃器	淡路市における県道福良江井岩屋線と市道新川左岸1号線の交点を起点として、同所から同市道を南東進して市道井手橋田辺線に至り、同所から同市道を南進して市道中央縦貫1号線に至り、同所から同市道を北進して県道福良江井岩屋線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月1日から 平成36年10 月31日まで

赤穂市御崎 特定猟具使 用禁止区域	銃器・く くりわな	赤穂市赤穂大橋東詰における市道中州明神木線と市道南野中尾崎線の交点を起点として、同所から市道南野中尾崎線を北東進して市道高谷山根線に至り、同所から同市道を北東進して市道坂越港線に至り、同所から同市道を東進して坂越港に至り、同所から同港の海岸線を南進及び南西進して御崎港に至り、同港海岸線を北進して市道御崎加里屋線と市道紀ノ国橋本線の交点に至り、同所から市道紀ノ国橋本線を北東進して市道東海紀ノ国線に至り、同所から同市道を北東進して市道東海大塚線に至り、同所から同市道を西進して市道磯釜東海線に至り、同所から同市道を北進して市道木ノ下清水線に至り、同所から同市道を北西進及び南西進して市道中州明神木線に至り、同所から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成26年11 月 1 日から 平成36年10 月31日まで
-------------------------	--------------	--	---



**兵庫県告示第948号**

昭和39年兵庫県告示第1003号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表最上山鳥獣保護区、城崎鳥獣保護区、豊岡東部鳥獣保護区、豊岡南部鳥獣保護区、但馬海岸東部鳥獣保護区但馬海岸中部鳥獣保護区、但馬海岸西部鳥獣保護区、日岡鳥獣保護区、書写山鳥獣保護区、西山鳥獣保護区及び三熊山鳥獣保護区の項を削る。



**兵庫県告示第949号**

昭和49年兵庫県告示第2183号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表木谷山銃猟禁止区域の項を削る。



**兵庫県告示第950号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
赤穂郡上郡町河野原字塔ノ谷198の1から198の9まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字塔ノ谷198の4・198の6から198の8まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び赤穂郡上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。



**兵庫県告示第951号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
宍粟市千種町岩野辺字小河1386の2・字荒尾521の63（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第952号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 近 藤 和 之
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
  - (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処置施設 (No. 1)	65号 酸又はアルカリによる表面処置施設 (No. 2)			
能 力	製品 40枚/日	製品 12枚/日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2~12	2~12	2.2~13	2.2~13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	40以下	40	12,000以下	12,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	34以下	34	117以下	117
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	67.4以下	67.4
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	9,200以下	9,200	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	34以下	34	117以下	117
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1以下	1	3以下	3
	亜 鉛 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
ク ロ ム 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	74,500以下	74,500	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	1.48	1.48	0.16	0.16	

備考 汚水等は公共下水道接続、外部委託処理または循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年10月31日から同年11月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課

66号 電気めつき施設 (No. 1)		66号 電気めつき施設 (No. 2)		66号 電気めつき施設 (No. 3)	
製品 96kg/日		製品 343kg/日		製品 960kg/日	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
8時30分～17時30分 8時間		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
3～5	2.5～8	3～5	2.5～8	3～5	2.5～9
100以下	100	100以下	100	15以下	100
200以下	200	200以下	200	30以下	100
5以下	5	5以下	5	5以下	5
100以下	100	100以下	100	20以下	50
65以下	65	65以下	65	3以下	10
0.01以下	0.01	—	—	0.01以下	0.01
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5以下	5	5以下	5	3.2以下	5
—	—	—	—	20以下	50
—	—	0.001以下	0.001	3.5以下	10
0.24	0.48	0.34	0.68	0.48	0.96



**兵庫県告示第953号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

藤本食品株式会社  
和歌山県岩出市中島928番地  
代表取締役 横 井 輝 夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

藤本食品株式会社兵庫工場  
小野市住永町26

(3) 特定施設に関する事項

種 類	66号の5 厨房施設				
変 更 前 後 の 区 分	変 更 前		変 更 後		
能 力	40,000食/日		60,000食/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	既 設		排水処理施設増強工事完了後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 20時間		24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	な し		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4.0	3.6	4.4	4.1
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,300	1,500	2,200	2,500
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	700	800	1,300	1,500
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	200	240	1,000	1,200
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	30	40	45	50
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	8	12	13	15
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	50	90	270	300
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	150	170	253	283	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類		排水処理施設							
変 更 前 後 の 区 分		変 更 前				変 更 後			
型 式	造 法	日本水工(株)製				(株)ニッシン製			
主 要 寸 法	力	32m×24m×5m				32m×24m×5m＋ 9.1m×24.7m×5m			
汚 水 等 の 処 理 方 式	間 隔 及 び 1 日 当 た り の 使 用 時 間	加圧浮上＋活性汚泥＋接触曝気＋凝集沈殿＋ろ過				油水分離＋嫌気処理＋活性汚泥＋凝集沈殿			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要	既 設				許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	区 分	通常		最大		通常		最大	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	水 素 イ オ ン 濃 度 ( 水 素 指 数 )	既 設		同 左		同 左		同 左	
使 用 時 間 の 間 隔 及 び 1 日 当 た り の 使 用 時 間	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 ( 単 位 mg/L )	24時間連続		同 左		同 左		同 左	
使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( 単 位 mg/L )	な し		同 左		同 左		同 左	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	浮 遊 物 質 量 ( 単 位 mg/L )	1,300	1,500	10	15	2,200	2,500	10	15
	窒 素 含 有 量 ( 単 位 mg/L )	700	800	15	20	1,300	1,500	15	20
	リン 含 有 量 ( 単 位 mg/L )	200	240	10	15	1,000	1,200	10	15
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量 ( 単 位 mg/L )	30	40	10	15	45	50	10	15
	大 腸 菌 群 数 ( 単 位 個 / cm <sup>3</sup> )	8	12	0.7	1	13	15	0.7	1
	大 腸 菌 群 数 ( 単 位 個 / cm <sup>3</sup> )	50	90	3	5	270	300	3	5
	大 腸 菌 群 数 ( 単 位 個 / cm <sup>3</sup> )	600	600	600	600	600	600	600	600
	大 腸 菌 群 数 ( 単 位 個 / cm <sup>3</sup> )	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	大 腸 菌 群 数 ( 単 位 個 / cm <sup>3</sup> )	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 ( 単 位 m <sup>3</sup> / 日 )	167	187	167	187	270	300	270	300	

(5) 排出水の汚染状態及び量



変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No. 1	No. 2	No. 1	No. 2
排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	167	雨 水 専 用 排 水 口	270	変 更 な し
	最 大	187		300	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	6～8		5.8～8.6	
	最 大	6～8		5.8～8.6	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	10		10	
	最 大	15		15	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	15		15	
	最 大	20		20	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	10		10	
	最 大	15		15	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	10		10	
	最 大	15		15	
<sup>リン</sup> 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.7		0.7	
	最 大	1		1	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	3		3	
	最 大	5		5	
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	通 常	600 以下	600 以下		
	最 大	600 以下	600 以下		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年10月31日から同年11月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び小野市市民安全部生活環境グループ



兵庫県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第17条第2項の規定により、加西市から協議があった県道の管理について、次のとおり同意した。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	区 間	管理者	同 意 年月日	管理開始 年 月 日
県道 播磨中央自転車道線	加西市玉丘町字芳ヶ端下176番3から 同 市玉丘町字飯盛野1156番29まで 加西市豊倉町字飯森1283番39から 同 市豊倉町字飯森1283番28まで 加西市下宮木町字川ノ上70番から 同 市繁昌町字流ウラ甲2419番1まで 加西市網引町字三反田309番3から 同 市網引町字針田538番1まで	加西市	平成26年 10月17日	平成26年 10月31日



**兵庫県告示第955号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように決定し、平成26年10月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月31日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 播磨中央自転車道線	加西市玉丘町字芳ヶ端下176番3から	新	2.0から	1,072.0	一部 予定地
	同 市玉丘町字飯盛野1156番29まで		2.0まで		
	加西市豊倉町字飯森1283番39から		4.0から	204.0	
	同 市豊倉町字飯森1283番28まで		9.0まで		
	加西市豊倉町字飯森1283番28から		4.0から	967.0	
	同 市豊倉町字上村下1483番まで		14.0まで		
	加西市網引町字三反田309番3から		4.0から	155.0	
	同 市網引町字針田538番1まで		11.0まで		
加西市網引町字硯ヶ岡1930番4から	4.0から	491.0			
同 市網引町字平見1938番1まで	10.0まで				



**兵庫県告示第956号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年10月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年10月31日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 高砂加古川加西線	加西市網引町字平見1938番1から	旧	8.0から 12.0まで	486.0	
	同 市網引町字硯ヶ岡1931番3まで	新	8.0から 15.0まで	488.0	



**兵庫県告示第957号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年10月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月31日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 播磨中央自転車道線	加西市上宮木町字前田120番3から	旧	5.0から	62.0
	同 市上宮木町字落合127番1まで		6.0まで	
	加西市上宮木町字落合133番1から		6.0から	205.0
	同 市下宮木町字住吉下7番3まで		7.0まで	
	加西市繁昌町字ウリヤ甲2156番から	新	5.0から	352.0
	同 市繁昌町字流ウラ甲2419番1まで		11.0まで	
	加西市上宮木町字前田120番3から		4.0から	872.0
	同 市繁昌町字流ウラ甲2419番1まで		18.0まで	
加西市繁昌町字ウリヤ甲2156番から	5.0から	352.0		
同 市繁昌町字流ウラ甲2419番1まで	11.0まで			



**兵庫県告示第958号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、自転車歩行者専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成26年10月31日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 路線名  
県道播磨中央自転車道線
- 2 指定する道路の部分
  - (1) 加西市網引町字硯ヶ岡1930番4から  
同 市網引町字平見1938番1まで
  - (2) 加西市豊倉町字飯森1283番28から  
同 市豊倉町字上村下1483番まで
- 3 指定する期日  
平成26年10月31日



**兵庫県告示第959号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
淡河本町	神戸市	北区	淡河町淡河	水井	691番の一部、696番の一部、697番、698番1の一部、699番から701番までの各一部、702番1の一部、703番から707番までの各一部、708番、709番の一部、710番、711番、711番1の一部、711番4、711番5、712番の一部、713番2の一部



**兵庫県告示第960号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
相 生 (3)	相 生 市		旭 二 丁 目		1490番3の一部、1490番4の一部、1490番9の一部、1490番12の一部、1497番1の一部、1509番の一部、1518番の一部、1519番の一部、1522番の一部、1523番の一部、1524番2の一部、1524番3の一部、1527番の一部、1528番の一部、1535番の一部、1536番2の一部、5348番1の一部、1524番3から1535番に至る地先の道路敷の一部
					相 生 松 ノ 浦 西 ノ 脇



**兵庫県告示第961号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
中	朝 来 市		和 田 山 町 中	西 地	288番3の一部、290番の一部、291番の一部、302番1の一部、302番2の一部、310番4の一部、314番1の一部、315番から317番までの各一部、316番地先の道路敷の一部
				尾 鹿 山	638番から640番まで、641番1、642番から645番まで、3104番の一部、3105番、3106番の一部、3107番1の一部、3107番2、3108番1の一部、639番地先の道路敷の一部、3106番地先の道路敷の一部、641番1から3107番2に至る道路敷の一部



**兵庫県告示第962号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
香 住	美 方 郡	香 美 町	香住区香住	大 夕 矢 谷	680番の一部、681番の一部、683番2の一部、 683番3、684番の一部 908番1の一部、911番、912番の一部、913 番1から913番3までの各一部、930番1の 一部、930番3の一部、913番1地先の道路 敷の一部



兵庫県告示第963号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。  
平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
諸 寄 (2)	美 方 郡	新温泉町	諸 寄	大 谷	3161番1の一部、3165番の一部、3166番の 一部、3167番、3168番、3169番1の一部、 3169番2の一部、3170番、3171番、3172番 1の一部、3172番2、3172番3、3174番1 の一部、3175番1の一部、3168番から3170 番に至る地先の道路敷、3175番1地先の道 路敷の一部



兵庫県告示第964号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。  
平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
歌 長 (3)	美 方 郡	新温泉町	歌 長	浅 野	362番1の一部、364番、365番、366番の一 部、367番の一部、368番1の一部、368番2 の一部、385番1の一部、385番2の一部、 387番1、387番2の一部、388番2の一部、 397番1の一部、398番1の一部、399番、400 番1の一部、401番の一部、404番から406 番までの各一部、365番から366番に至る地 先の道路敷の一部、368番2から385番1に 至る地先の道路敷の一部、387番1地先の道

				後 山	路敷、388番2地先の道路敷の一部、399番から405番に至る地先の道路敷の一部、362番1から387番2に至る地先の水路敷の一部、388番2地先の水路敷の一部 891番1の一部、891番4、892番の一部、893番の一部、891番1から893番に至る地先の水路敷の一部
--	--	--	--	-----	--



**兵庫県告示第965号**

平成21年兵庫県告示第1202号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備えて縦覧に供する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

表瓜生Ⅱ（109000250）の項中別図47、釜出(1)Ⅲ（109000262）の項中別図59、釜出(2)Ⅲ（109000263）の項中別図60、釜出(3)Ⅲ（109000264）の項中別図61、釜出(4)Ⅲ（109000265）の項中別図62、釜出(5)Ⅲ（109000266）の項中別図63、釜出(6)Ⅲ（109000267）の項中別図64、榊(1)Ⅲ（109000268）の項中別図65、榊(2)Ⅲ（109000269）の項中別図66、榊(3)Ⅲ（109000270）の項中別図67、中野(1)Ⅲ（109000271）の項中別図68、中野(2)Ⅲ（109000272）の項中別図69、能下Ⅲ（109000273）の項中別図70、森(3)Ⅲ（109000276）の項中別図73、上(1)Ⅲ（109000277）の項中別図74、上(2)Ⅲ（109000278）の項中別図75、上(3)Ⅲ（109000279）の項中別図76、瓜生(1)Ⅲ（109000280）の項中別図77、鍛冶屋Ⅲ（109000281）の項中別図78、菅谷(1)Ⅲ（109000282）の項中別図79、菅谷(2)Ⅲ（109000283）の項中別図80、菅谷(3)Ⅲ（109000284）の項中別図81、二木(1)Ⅲ（109000285）の項中別図82、二木(4)Ⅲ（109000288）の項中別図85、二木(5)Ⅲ（109000289）の項中別図86、真広Ⅲ（109000290）の項中別図87を改める。



**兵庫県告示第966号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田原 (1) (106020122)	洲本市安乎町山田原 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田原 (2) (106020123)	洲本市安乎町山田原 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮野原 (1) (106020124)	洲本市安乎町宮野原 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮野原 (2) (106020125)	洲本市安乎町宮野原 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
北谷 (1) (106020126)	洲本市安乎町北谷 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊

北谷 (2) (106020127)	洲本市安乎町北谷 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
北谷 (3) (106020128)	洲本市安乎町北谷 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
古宮 (1) (106020129)	洲本市安乎町古宮 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
古宮 (2) (106020130)	洲本市安乎町古宮 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
古宮 (3) (106020131)	洲本市安乎町古宮 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
古宮 (4) (106020132)	洲本市安乎町古宮 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
中田 (1) (106020133)	洲本市安乎町中田 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
中田 (2) (106020134)	洲本市安乎町中田 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
中田 (3) (106020135)	洲本市安乎町中田 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
平安浦 (1) (106020136)	洲本市安乎町平安浦 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
平安浦 (2) (106020137)	洲本市安乎町平安浦 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
平安浦 (3) (106020138)	洲本市安乎町平安浦 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
平安浦 (4) (106020139)	洲本市安乎町平安浦 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
二ツ石 (1) (106020140)	洲本市中川原町二ツ石 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
二ツ石 (2) (106020141)	洲本市中川原町二ツ石 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
二ツ石 (3) (106020142)	洲本市中川原町二ツ石 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
二ツ石 (4) (106020143)	洲本市中川原町二ツ石 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
安坂 (1) (106020144)	洲本市中川原町安坂 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
安坂 (2) (106020145)	洲本市中川原町安坂 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
安坂 (3) (106020146)	洲本市中川原町安坂 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊

安坂 (4) (106020147)	洲本市中川原町安坂 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
安坂 (5) (106020148)	洲本市中川原町安坂 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
市原 (1) (106020149)	洲本市中川原町市原 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
市原 (2) (106020150)	洲本市中川原町市原 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
市原 (3) (106020151)	洲本市中川原町市原 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
市原 (4) (106020152)	洲本市中川原町市原 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
中川原 (1) (106020153)	洲本市中川原町中川原 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
中川原 (2) (106020154)	洲本市中川原町中川原 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
中川原 (3) (106020155)	洲本市中川原町中川原 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
中川原 (4) (106020156)	洲本市中川原町中川原 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
厚浜 (1) (106020157)	洲本市中川原町厚浜 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
厚浜 (2) (106020158)	洲本市中川原町厚浜 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
厚浜 (3) (106020159)	洲本市中川原町厚浜 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
厚浜 (4) (106020160)	洲本市中川原町厚浜 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
厚浜 (5) (106020161)	洲本市中川原町厚浜 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
三木田 (1) (106020162)	洲本市中川原町三木田 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
三木田 (2) (106020163)	洲本市中川原町三木田 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
三木田 (3) (106020164)	洲本市中川原町三木田 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
三木田 (4) (106020165)	洲本市中川原町三木田 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇山 (1) (106020166)	洲本市宇山 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊



宇山 (2) (106020167)	洲本市宇山 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇山 (3) (106020168)	洲本市宇山 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇山 (4) (106020169)	洲本市宇山 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇山 (5) (106020170)	洲本市宇山 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
炬口 (1) (106020171)	洲本市炬口 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
炬口 (2) (106020172)	洲本市炬口 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
炬口 (3) (106020173)	洲本市炬口 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
炬口 (4) (106020174)	洲本市炬口 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
炬口 (5) (106020175)	洲本市炬口 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥畑 (1) (106020176)	洲本市奥畑 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥畑 (2) (106020177)	洲本市奥畑 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥畑 (3) (106020178)	洲本市奥畑 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥畑 (4) (106020179)	洲本市奥畑 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥畑 (5) (106020180)	洲本市奥畑 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥畑 (6) (106020181)	洲本市奥畑 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥畑 (7) (106020182)	洲本市奥畑 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥畑 (8) (106020183)	洲本市奥畑 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥畑 (9) (106020184)	洲本市奥畑 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥畑 (10) (106020185)	洲本市奥畑 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥畑 (11) (106020186)	洲本市奥畑 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊

上内膳 (1) (106020187)	洲本市上内膳 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (2) (106020188)	洲本市上内膳 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (3) (106020189)	洲本市上内膳 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (4) (106020190)	洲本市上内膳 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (5) (106020191)	洲本市上内膳 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (6) (106020192)	洲本市上内膳 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (7) (106020193)	洲本市上内膳 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (8) (106020194)	洲本市上内膳 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (9) (106020195)	洲本市上内膳 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (10) (106020196)	洲本市上内膳 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (11) (106020197)	洲本市上内膳 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (12) (106020198)	洲本市上内膳 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
上内膳 (13) (106020199)	洲本市上内膳 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
下内膳 (1) (106020200)	洲本市下内膳 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
下内膳 (2) (106020201)	洲本市下内膳 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
下内膳 (3) (106020202)	洲本市下内膳 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
下加茂 (1) (106020203)	洲本市下加茂 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
下加茂 (2) (106020204)	洲本市下加茂 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
下加茂1丁目 (1) (106020205)	洲本市下加茂1丁目 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
下加茂1丁目 (2) (106020206)	洲本市下加茂1丁目 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊

下加茂1丁目(3) (106020207)	洲本市下加茂1丁目(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇山3丁目(1) (106020208)	洲本市宇山3丁目(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇山2丁目(1) (106020209)	洲本市宇山2丁目(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇山2丁目(2) (106020210)	洲本市宇山2丁目(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇山2丁目(3) (106020211)	洲本市宇山2丁目(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇山2丁目(4) (106020212)	洲本市宇山2丁目(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
納(1) (106020213)	洲本市納(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
納(2) (106020214)	洲本市納(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(1) (106020215)	洲本市桑間(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(2) (106020216)	洲本市桑間(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(3) (106020217)	洲本市桑間(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(4) (106020218)	洲本市桑間(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(5) (106020219)	洲本市桑間(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(6) (106020220)	洲本市桑間(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(7) (106020221)	洲本市桑間(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(8) (106020222)	洲本市桑間(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(9) (106020223)	洲本市桑間(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(10) (106020224)	洲本市桑間(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(11) (106020225)	洲本市桑間(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間(12) (106020226)	洲本市桑間(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊

桑間 (13) (106020227)	洲本市桑間 (別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間 (14) (106020228)	洲本市桑間 (別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間 1 丁目 (1) (106020229)	洲本市桑間 1 丁目 (別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑間 1 丁目 (2) (106020230)	洲本市桑間 1 丁目 (別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊
金屋 (1) (106020231)	洲本市金屋 (別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊
金屋 (2) (106020232)	洲本市金屋 (別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊
大野 (1) (106020233)	洲本市大野 (別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇原 (1) (106020234)	洲本市宇原 (別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇原 (2) (106020235)	洲本市宇原 (別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇原 (3) (106020236)	洲本市宇原 (別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊
物部 (1) (106020237)	洲本市物部 (別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊
津田 (1) (106020238)	洲本市津田 (別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊
上物部 (1) (106020239)	洲本市上物部 (別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊
上物部 (2) (106020240)	洲本市上物部 (別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊
上物部 (3) (106020241)	洲本市上物部 (別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊
上物部 (4) (106020242)	洲本市上物部 (別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草甲 (1) (106020243)	洲本市千草甲 (別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草甲 (2) (106020244)	洲本市千草甲 (別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草庚 (1) (106020245)	洲本市千草庚 (別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草庚 (2) (106020246)	洲本市千草庚 (別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊

千草庚 (3) (106020247)	洲本市千草庚 (別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草庚 (4) (106020248)	洲本市千草庚 (別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草庚 (5) (106020249)	洲本市千草庚 (別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (1) (106020250)	洲本市小路谷 (別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (2) (106020251)	洲本市小路谷 (別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (3) (106020252)	洲本市小路谷 (別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (4) (106020253)	洲本市小路谷 (別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (5) (106020254)	洲本市小路谷 (別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (6) (106020255)	洲本市小路谷 (別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (7) (106020256)	洲本市小路谷 (別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (8) (106020257)	洲本市小路谷 (別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (9) (106020258)	洲本市小路谷 (別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (10) (106020259)	洲本市小路谷 (別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (11) (106020260)	洲本市小路谷 (別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路谷 (12) (106020261)	洲本市小路谷 (別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊
鮎屋 (1) (106020262)	洲本市鮎屋 (別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊
鮎屋 (2) (106020263)	洲本市鮎屋 (別図142のとおり)	急傾斜地の崩壊
池内 (1) (106020264)	洲本市池内 (別図143のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草乙 (1) (106020265)	洲本市千草乙 (別図144のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草乙 (2) (106020266)	洲本市千草乙 (別図145のとおり)	急傾斜地の崩壊

千草丙 (1) (106020267)	洲本市千草丙 (別図146のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丙 (2) (106020268)	洲本市千草丙 (別図147のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丙 (3) (106020269)	洲本市千草丙 (別図148のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丙 (4) (106020270)	洲本市千草丙 (別図149のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丙 (5) (106020271)	洲本市千草丙 (別図150のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丙 (6) (106020272)	洲本市千草丙 (別図151のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丙 (7) (106020273)	洲本市千草丙 (別図152のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丁 (1) (106020274)	洲本市千草丁 (別図153のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丁 (2) (106020275)	洲本市千草丁 (別図154のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丁 (3) (106020276)	洲本市千草丁 (別図155のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丁 (4) (106020277)	洲本市千草丁 (別図156のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丁 (5) (106020278)	洲本市千草丁 (別図157のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丁 (6) (106020279)	洲本市千草丁 (別図158のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草戊 (1) (106020280)	洲本市千草戊 (別図159のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草戊 (2) (106020281)	洲本市千草戊 (別図160のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草戊 (3) (106020282)	洲本市千草戊 (別図161のとおり)	急傾斜地の崩壊
千草丙 (8) (106020283)	洲本市千草丙 (別図162のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (22) (106020284)	洲本市由良町由良 (別図163のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑田組 (2) (106020285)	洲本市畑田組 (別図164のとおり)	急傾斜地の崩壊
内田 (1) (106020286)	洲本市由良町内田 (別図165のとおり)	急傾斜地の崩壊

内田 (2) (106020287)	洲本市由良町内田 (別図166のとおり)	急傾斜地の崩壊
内田 (3) (106020288)	洲本市由良町内田 (別図167のとおり)	急傾斜地の崩壊
内田 (4) (106020289)	洲本市由良町内田 (別図168のとおり)	急傾斜地の崩壊
内田 (5) (106020290)	洲本市由良町内田 (別図169のとおり)	急傾斜地の崩壊
内田 (6) (106020291)	洲本市由良町内田 (別図170のとおり)	急傾斜地の崩壊
内田 (7) (106020292)	洲本市由良町内田 (別図171のとおり)	急傾斜地の崩壊
内田 (8) (106020293)	洲本市由良町内田 (別図172のとおり)	急傾斜地の崩壊
内田 (9) (106020294)	洲本市由良町内田 (別図173のとおり)	急傾斜地の崩壊
内田 (10) (106020295)	洲本市由良町内田 (別図174のとおり)	急傾斜地の崩壊
内田 (11) (106020296)	洲本市由良町内田 (別図175のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (1) (106020297)	洲本市由良町由良 (別図176のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (2) (106020298)	洲本市由良町由良 (別図177のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (3) (106020299)	洲本市由良町由良 (別図178のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (4) (106020300)	洲本市由良町由良 (別図179のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (5) (106020301)	洲本市由良町由良 (別図180のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (6) (106020302)	洲本市由良町由良 (別図181のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (7) (106020303)	洲本市由良町由良 (別図182のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (8) (106020304)	洲本市由良町由良 (別図183のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (9) (106020305)	洲本市由良町由良 (別図184のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (10) (106020306)	洲本市由良町由良 (別図185のとおり)	急傾斜地の崩壊

由良 (11) (106020307)	洲本市由良町由良 (別図186のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (12) (106020308)	洲本市由良町由良 (別図187のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (13) (106020309)	洲本市由良町由良 (別図188のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (14) (106020310)	洲本市由良町由良 (別図189のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (15) (106020311)	洲本市由良町由良 (別図190のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (16) (106020312)	洲本市由良町由良 (別図191のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (17) (106020313)	洲本市由良町由良 (別図192のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (18) (106020314)	洲本市由良町由良 (別図193のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (19) (106020315)	洲本市由良町由良 (別図194のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (20) (106020316)	洲本市由良町由良 (別図195のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 (21) (106020317)	洲本市由良町由良 (別図196のとおり)	急傾斜地の崩壊
由良 3 丁目 (1) (106020318)	洲本市由良 3 丁目 (別図197のとおり)	急傾斜地の崩壊
中津川組 (1) (106020319)	洲本市中津川組 (別図198のとおり)	急傾斜地の崩壊
中津川組 (2) (106020320)	洲本市中津川組 (別図199のとおり)	急傾斜地の崩壊
中津川組 (3) (106020321)	洲本市中津川組 (別図200のとおり)	急傾斜地の崩壊
中津川組 (4) (106020322)	洲本市中津川組 (別図201のとおり)	急傾斜地の崩壊
相川組 (1) (106020323)	洲本市相川組 (別図202のとおり)	急傾斜地の崩壊
相川組 (2) (106020324)	洲本市相川組 (別図203のとおり)	急傾斜地の崩壊
相川組 (3) (106020325)	洲本市相川組 (別図204のとおり)	急傾斜地の崩壊
相川組 (4) (106020326)	洲本市相川組 (別図205のとおり)	急傾斜地の崩壊



相川組 (5) (106020327)	洲本市相川組 (別図206のとおり)	急傾斜地の崩壊
相川組 (6) (106020328)	洲本市相川組 (別図207のとおり)	急傾斜地の崩壊
相川組 (7) (106020329)	洲本市相川組 (別図208のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑田組 (1) (106020330)	洲本市畑田組 (別図209のとおり)	急傾斜地の崩壊
北谷 (1) (206020018)	洲本市安乎町北谷 (別図210のとおり)	土石流
古宮 (1) (206020019)	洲本市安乎町古宮 (別図211のとおり)	土石流
中田 (1) (206020020)	洲本市安乎町中田 (別図212のとおり)	土石流
安坂 (1) (206020021)	洲本市中川原町安坂 (別図213のとおり)	土石流
中川原 (1) (206020022)	洲本市中川原町中川原 (別図214のとおり)	土石流
厚浜 (1) (206020023)	洲本市中川原町厚浜 (別図215のとおり)	土石流
奥畑 (1) (206020024)	洲本市奥畑 (別図216のとおり)	土石流
奥畑 (2) (206020025)	洲本市奥畑 (別図217のとおり)	土石流
上内膳 (1) (206020026)	洲本市上内膳 (別図218のとおり)	土石流
上内膳 (2) (206020027)	洲本市上内膳 (別図219のとおり)	土石流
上内膳 (3) (206020028)	洲本市上内膳 (別図220のとおり)	土石流
上内膳 (4) (206020029)	洲本市上内膳 (別図221のとおり)	土石流
下内膳 (1) (206020030)	洲本市下内膳 (別図222のとおり)	土石流
千草己 (1) (206020031)	洲本市千草己 (別図223のとおり)	土石流
千草己 (2) (206020032)	洲本市千草己 (別図224のとおり)	土石流
千草己 (3) (206020033)	洲本市千草己 (別図225のとおり)	土石流

千草戊 (1) (206020034)	洲本市千草戊 (別図226のとおり)	土石流
由良 (1) (206020035)	洲本市由良町由良 (別図227のとおり)	土石流
由良 (2) (206020036)	洲本市由良町由良 (別図228のとおり)	土石流
由良 (3) (206020037)	洲本市由良町由良 (別図229のとおり)	土石流

(別図 1 から別図229までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第967号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
瓜生Ⅱ (109000250)	相生市矢野町瓜生 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
釜出(1)Ⅲ (109000262)	相生市矢野町釜出 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
釜出(2)Ⅲ (109000263)	相生市矢野町釜出 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
釜出(3)Ⅲ (109000264)	相生市矢野町釜出 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
釜出(4)Ⅲ (109000265)	相生市矢野町釜出 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
釜出(5)Ⅲ (109000266)	相生市矢野町釜出 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
釜出(6)Ⅲ (109000267)	相生市矢野町釜出 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
榊(1)Ⅲ (109000268)	相生市矢野町榊 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
榊(2)Ⅲ (109000269)	相生市矢野町榊 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
榊(3)Ⅲ (109000270)	相生市矢野町金坂 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

中野(1)Ⅲ (109000271)	相生市矢野町中野 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
中野(2)Ⅲ (109000272)	相生市矢野町中野 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
能下Ⅲ (109000273)	相生市矢野町能下 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
森(3)Ⅲ (109000276)	相生市矢野町中野 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上(1)Ⅲ (109000277)	相生市矢野町瓜生 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上(2)Ⅲ (109000278)	相生市矢野町瓜生 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
上(3)Ⅲ (109000279)	相生市矢野町上 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
瓜生(1)Ⅲ (109000280)	相生市矢野町瓜生 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
鍛冶屋Ⅲ (109000281)	相生市矢野町瓜生 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
菅谷(1)Ⅲ (109000282)	相生市矢野町菅谷 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
菅谷(2)Ⅲ (109000283)	相生市矢野町菅谷 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
菅谷(3)Ⅲ (109000284)	相生市矢野町菅谷 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
二木(1)Ⅲ (109000285)	相生市矢野町二木 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
二木(4)Ⅲ (109000288)	相生市矢野町二木 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
二木(5)Ⅲ (109000289)	相生市矢野町二木 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
真広Ⅲ (109000290)	相生市矢野町真広 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

(別図 1 から別図26までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
11	川西市向陽台三丁目 2 番62	196.81	宅 地
12	豊岡市九日市上町字サクラ653番 1	2,340.48	雑種地
13	豊岡市九日市上町字サクラ653番14	2,340.54	雑種地
14	洲本市由良三丁目1438番17	425.87	宅 地

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
 エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

## 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成26年10月31日（金）から同年11月11日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 5 入札の場所及び日時

## (1) 物件番号11

## ア 場所

川西市向陽台 1—8

川西緑台高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

## イ 日時

平成26年11月13日（木）午後 2時から

## (2) 物件番号12及び13

## ア 場所

豊岡市加広町 6—68

豊岡総合高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

## イ 日時

平成26年11月17日（月）午後 0時30分から

## (3) 物件番号14

## ア 場所

洲本市塩屋 2—4—5

洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

## イ 日時

平成26年11月14日（金）午後 2時から

## 6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

## 7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

## 8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551

~~~~~

**兵庫県労働委員会の労働者委員候補者の推薦を求める公告**

兵庫県労働委員会の委員に1名の欠員が生じたので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、補欠委員を任命するため、次により労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 推薦資格を有する者

兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の兵庫県労働委員会の証明を得た労働組合

## 2 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定による許可が必要である。

3 推薦期間

平成26年11月4日（火）から同年12月19日（金）まで

4 推薦に必要な提出書類

- (1) 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課及び各県民局・県民センター労政担当課備付けの推薦書及び候補者経歴書
- (2) 推薦に係る労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書（資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合がある。）

5 推薦書類の提出先

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課又は各県民局・県民センター労政担当課



二級河川蓬川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川蓬川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び阪神南県民センター尼崎港管理事務所において公表する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三



二級河川夢前川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川夢前川水系河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び中播磨県民センター姫路土木事務所において公表する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成22年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月31日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田丈蔵

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

上田弘文後援会

報告年月日 26.07.18

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

西岡正後援会

報告年月日 26.03.28

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

松本ゆういち後援会

報告年月日 26.05.01

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

~~~~~

**兵庫県選挙管理委員会告示第57号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成23年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**上田弘文後援会**

報告年月日 26. 07. 18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**西岡正後援会**

報告年月日 26. 03. 28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**松本ゆういち後援会**

報告年月日 26. 05. 01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

~~~~~

**兵庫県選挙管理委員会告示第58号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成24年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（資金管理団体）

（単位 円）

**うらがみ忠文ネットワーク**

資金管理団体の届出をした者の氏名

浦 上 忠 文

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 26. 03. 31

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**桜山会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

笠 谷 圭 司

資金管理団体の届出に係る公職の種類

三田市議会議員

報告年月日 26. 03. 31

|         |          |
|---------|----------|
| 1 収入総額  | 970, 074 |
| 前年繰越額   | 970, 074 |
| 2 支出総額  | 361, 331 |
| 3 支出の内訳 |          |

|      |         |
|------|---------|
| 経常経費 | 361,331 |
| 光熱水費 | 61,331  |
| 事務所費 | 300,000 |

**岡田ひでお後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 岡 田 秀 雄  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 三田市議会議員  
 報告年月日 26. 03. 26

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 13,070 |
| 前年繰越額  | 13,070 |
| 2 支出総額 | 0      |

**千住啓介と共に熱くなる会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 千 住 啓 介  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 明石市議会議員  
 報告年月日 26. 03. 25

|            |        |
|------------|--------|
| 1 収入総額     | 20,677 |
| 前年繰越額      | 10,677 |
| 本年收入額      | 10,000 |
| 2 支出総額     | 0      |
| 3 本年收入の内訳  |        |
| 寄附         | 10,000 |
| 個人分        | 10,000 |
| 4 寄附の内訳    |        |
| (個人分)      |        |
| 年間5万円以下のもの | 10,000 |

**筒井のぶおを育てる会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 筒 井 信 雄  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 兵庫県議会議員  
 報告年月日 26. 03. 26

|        |     |
|--------|-----|
| 1 収入総額 | 381 |
| 前年繰越額  | 381 |
| 2 支出総額 | 0   |

**山本順一後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 山 本 順 一  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 香美町議会議員  
 報告年月日 26. 04. 28

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**AKA-SHIみらい会議**

報告年月日 26. 03. 28

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**明るく活力ある加西を創る会**



報告年月日 26. 03. 05

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**あらき伸子と尼崎市政を考える会**

報告年月日 26. 03. 31

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 1 収入総額             | 1,540,875   |
| 前年繰越額              | 830,875     |
| 本年收入額              | 710,000     |
| 2 支出総額             | 650,125     |
| 3 本年收入の内訳          |             |
| 寄附                 | 200,000     |
| 個人分                | 200,000     |
| 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | 510,000     |
| 總會                 | 510,000     |
| 4 支出の内訳            |             |
| 政治活動費              | 650,125     |
| 組織活動費              | 108,125     |
| 機関紙誌の発行その他の事業費     | 542,000     |
| その他の事業費            | 542,000     |
| 5 寄附の内訳            |             |
| (個人分)              |             |
| 荒 木 伸 子            | 200,000 尼崎市 |

**淡路市政刷新市民会議**

報告年月日 26. 03. 27

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**上田弘文後援会**

報告年月日 26. 07. 18

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**植村満後援会**

報告年月日 26. 03. 26

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**上山隆弘後援会**

報告年月日 26. 04. 02

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1 収入総額         | 2,988,980 |
| 前年繰越額          | 2,988,980 |
| 2 支出総額         | 603,052   |
| 3 支出の内訳        |           |
| 経常経費           | 89,642    |
| 事務所費           | 89,642    |
| 政治活動費          | 513,410   |
| 組織活動費          | 57,500    |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 455,910   |

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 宣伝事業費                 | 455,910   |
| <b>うたふさ太志後援会</b>      |           |
| 報告年月日 26.02.26        |           |
| 1 収入総額                | 24,707    |
| 前年繰越額                 | 24,707    |
| 2 支出総額                | 0         |
| <b>大上いそ松後援会</b>       |           |
| 報告年月日 26.03.26        |           |
| 1 収入総額                | 0         |
| 2 支出総額                | 0         |
| <b>大かわら鈴子後援会</b>      |           |
| 報告年月日 26.03.25        |           |
| 1 収入総額                | 0         |
| 2 支出総額                | 0         |
| <b>大木滝夫後援会</b>        |           |
| 報告年月日 26.03.25        |           |
| 1 収入総額                | 73,869    |
| 前年繰越額                 | 73,869    |
| 2 支出総額                | 0         |
| <b>上村富昭後援会</b>        |           |
| 報告年月日 26.03.31        |           |
| 1 収入総額                | 1,705,800 |
| 前年繰越額                 | 517,800   |
| 本年收入額                 | 1,188,000 |
| 2 支出総額                | 1,498,127 |
| 3 本年收入の内訳             |           |
| 機関紙誌の発行その他の事業による収入    | 1,188,000 |
| バス旅行会費                | 968,000   |
| 市政報告会並びに懇親会会費         | 220,000   |
| 4 支出の内訳               |           |
| 経常経費                  | 43,073    |
| 備品・消耗品費               | 43,073    |
| 政治活動費                 | 1,455,054 |
| 機関紙誌の発行その他の事業費        | 1,455,054 |
| その他の事業費               | 1,455,054 |
| <b>「教育芦屋」の復活をめざす会</b> |           |
| 報告年月日 26.03.27        |           |
| 1 収入総額                | 8,516     |
| 前年繰越額                 | 8,516     |
| 2 支出総額                | 0         |
| <b>河野照代後援会</b>        |           |
| 報告年月日 26.03.28        |           |
| 1 収入総額                | 30,000    |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 前年繰越額           | 30,000    |
| 2 支出総額          | 0         |
| <b>神戸障害者育生会</b> |           |
| 報告年月日 26.03.13  |           |
| 1 収入総額          | 0         |
| 2 支出総額          | 0         |
| <b>坂谷高義後援会</b>  |           |
| 報告年月日 26.03.19  |           |
| 1 収入総額          | 1,139,495 |
| 前年繰越額           | 1,139,281 |
| 本年收入額           | 214       |
| 2 支出総額          | 1,097,974 |
| 3 本年收入の内訳       |           |
| その他の収入          | 214       |
| 一件10万円未満のもの     | 214       |
| 4 支出の内訳         |           |
| 経常経費            | 452,464   |
| 光熱水費            | 19,615    |
| 備品・消耗品費         | 254,596   |
| 事務所費            | 178,253   |
| 政治活動費           | 645,510   |
| 組織活動費           | 351,410   |
| 機関紙誌の発行その他の事業費  | 294,100   |
| 宣伝事業費           | 294,100   |
| <b>三田前進の会</b>   |           |
| 報告年月日 26.03.31  |           |
| 1 収入総額          | 6,800,000 |
| 本年收入額           | 6,800,000 |
| 2 支出総額          | 5,107,798 |
| 3 本年收入の内訳       |           |
| 個人の党費・会費(2人)    | 800,000   |
| 借入金             | 6,000,000 |
| 笠谷圭司            | 6,000,000 |
| 4 支出の内訳         |           |
| 経常経費            | 2,786,347 |
| 人件費             | 750,000   |
| 光熱水費            | 202,805   |
| 備品・消耗品費         | 457,162   |
| 事務所費            | 1,376,380 |
| 政治活動費           | 2,321,451 |
| 組織活動費           | 183,200   |
| 選挙関係費           | 400,000   |
| 機関紙誌の発行その他の事業費  | 1,551,951 |
| 宣伝事業費           | 1,551,951 |
| 調査研究費           | 186,300   |
| 5 資産等の内訳        |           |
| (借入金)           |           |

笠谷圭司

6,000,000

**しんや英樹後援会**

報告年月日 26.03.27

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**確かな明日の尼崎を考える会**

報告年月日 26.03.27

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**谷川正秀後援会**

報告年月日 26.03.27

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**恒田正美後援会**

報告年月日 26.03.31

|            |       |
|------------|-------|
| 1 収入総額     | 2,400 |
| 本年收入額      | 2,400 |
| 2 支出総額     | 2,400 |
| 3 本年收入の内訳  |       |
| 寄附         | 2,400 |
| 個人分        | 2,400 |
| 4 支出の内訳    |       |
| 政治活動費      | 2,400 |
| その他の経費     | 2,400 |
| 5 寄附の内訳    |       |
| (個人分)      |       |
| 年間5万円以下のもの | 2,400 |

**寺田新後援会**

報告年月日 26.03.25

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**中西かずとも後援会**

報告年月日 26.03.31

|        |       |
|--------|-------|
| 1 収入総額 | 1,557 |
| 前年繰越額  | 1,557 |
| 2 支出総額 | 0     |

**長野良三後援会**

報告年月日 26.03.28

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**永安弘後援会**

報告年月日 26.03.27

|                  |         |
|------------------|---------|
| 1 収入総額           | 39,700  |
| 前年繰越額            | 39,700  |
| 2 支出総額           | 0       |
| <b>西岡正後援会</b>    |         |
| 報告年月日 26.03.28   |         |
| 1 収入総額           | 0       |
| 2 支出総額           | 0       |
| <b>西宮市民会議</b>    |         |
| 報告年月日 26.03.28   |         |
| 1 収入総額           | 0       |
| 2 支出総額           | 0       |
| <b>花岡ゆたか後援会</b>  |         |
| 報告年月日 26.03.28   |         |
| 1 収入総額           | 0       |
| 2 支出総額           | 0       |
| <b>平岩裕造後援会</b>   |         |
| 報告年月日 26.01.09   |         |
| 1 収入総額           | 0       |
| 2 支出総額           | 0       |
| <b>藤原としのり後援会</b> |         |
| 報告年月日 26.03.31   |         |
| 1 収入総額           | 0       |
| 2 支出総額           | 0       |
| <b>堀幸一後援会</b>    |         |
| 報告年月日 26.03.14   |         |
| 1 収入総額           | 102,264 |
| 前年繰越額            | 102,264 |
| 2 支出総額           | 0       |
| <b>松原宏後援会</b>    |         |
| 報告年月日 26.02.17   |         |
| 1 収入総額           | 30,864  |
| 前年繰越額            | 30,864  |
| 2 支出総額           | 0       |
| <b>松本ゆういち後援会</b> |         |
| 報告年月日 26.05.01   |         |
| 1 収入総額           | 0       |
| 2 支出総額           | 0       |
| <b>三国会</b>       |         |
| 報告年月日 26.03.18   |         |
| 1 収入総額           | 0       |
| 2 支出総額           | 0       |

**宮脇英明後援会**

報告年月日 26. 02. 27

|        |       |
|--------|-------|
| 1 収入総額 | 1,000 |
| 前年繰越額  | 1,000 |
| 2 支出総額 | 0     |

**山口みさえ後援会「みさえ広場」**

報告年月日 26. 04. 21

|           |             |
|-----------|-------------|
| 1 収入総額    | 102,447     |
| 前年繰越額     | 2,447       |
| 本年收入額     | 100,000     |
| 2 支出総額    | 0           |
| 3 本年收入の内訳 |             |
| 寄附        | 100,000     |
| 個人分       | 100,000     |
| 4 寄附の内訳   |             |
| (個人分)     |             |
| 山 口 み さ え | 100,000 芦屋市 |

**脇本松夫後援会**

報告年月日 26. 03. 31

|        |       |
|--------|-------|
| 1 収入総額 | 1,148 |
| 前年繰越額  | 1,148 |
| 2 支出総額 | 0     |

**わたぬき祥一後援会**

報告年月日 26. 03. 19

|         |        |
|---------|--------|
| 1 収入総額  | 13,551 |
| 前年繰越額   | 13,551 |
| 2 支出総額  | 6,960  |
| 3 支出の内訳 |        |
| 経常経費    | 6,960  |
| 事務所費    | 6,960  |



**兵庫県選挙管理委員会告示第59号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成26年10月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

平成25年解散分

**みんなの党神戸市会第6支部**

報告年月日 26. 01. 21

期間 25. 01. 01～25. 12. 25

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**みんなの党兵庫県第1区支部**

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

井坂信彦

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 26.01.16

期間 25.01.01～25.12.30

|                       |           |            |
|-----------------------|-----------|------------|
| 1 収入総額                |           | 33,014,415 |
| 前年繰越額                 |           | 2,878,670  |
| 本年收入額                 |           | 30,135,745 |
| 2 支出総額                |           | 33,014,415 |
| 3 本年收入の内訳             |           |            |
| 寄附                    |           | 8,135,731  |
| 個人分                   |           | 7,835,731  |
| 団体分                   |           | 300,000    |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 |           | 22,000,000 |
| みんなの党本部               |           | 22,000,000 |
| その他の収入                |           | 14         |
| 一件10万円未満のもの           |           | 14         |
| 4 支出の内訳               |           |            |
| 経常経費                  |           | 15,768,432 |
| 人件費                   |           | 9,448,488  |
| 光熱水費                  |           | 106,130    |
| 備品・消耗品費               |           | 3,001,677  |
| 事務所費                  |           | 3,212,137  |
| 政治活動費                 |           | 17,245,983 |
| 組織活動費                 |           | 1,747,270  |
| 機関紙誌の発行その他の事業費        |           | 1,982,180  |
| 宣伝事業費                 |           | 1,982,180  |
| 調査研究費                 |           | 473,340    |
| 寄附・交付金                |           | 13,042,773 |
| その他の経費                |           | 420        |
| 5 寄附の内訳               |           |            |
| (個人分)                 |           |            |
| 井坂信彦                  | 7,735,731 | 神戸市灘区      |
| 安里仁一郎                 | 100,000   | 同市東灘区      |
| (団体分)                 |           |            |
| 魔法(株)                 | 300,000   | 神戸市中央区     |

**みんなの党兵庫県第7区支部**

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

畠中光成

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 26.02.06

期間 25.01.01～25.12.30

|           |  |            |
|-----------|--|------------|
| 1 収入総額    |  | 13,890,118 |
| 前年繰越額     |  | 349,895    |
| 本年收入額     |  | 13,540,223 |
| 2 支出総額    |  | 13,890,118 |
| 3 本年收入の内訳 |  |            |

|                       |        |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 寄附                    |        | 139,880   |
| 個人分                   |        | 139,880   |
| 借入金                   |        | 4,400,000 |
| 畠 中 光 成               |        | 4,200,000 |
| 畠中光成後援会               |        | 200,000   |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 |        | 9,000,000 |
| みんなの党本部               |        | 9,000,000 |
| その他の収入                |        | 343       |
| 一件10万円未満のもの           |        | 343       |
| 4 支出の内訳               |        |           |
| 經常経費                  |        | 6,804,294 |
| 人件費                   |        | 3,125,473 |
| 光熱水費                  |        | 159,162   |
| 備品・消耗品費               |        | 1,188,209 |
| 事務所費                  |        | 2,331,450 |
| 政治活動費                 |        | 7,085,824 |
| 組織活動費                 |        | 732,514   |
| 選挙関係費                 |        | 39,040    |
| 機関紙誌の発行その他の事業費        |        | 1,850,062 |
| 宣伝事業費                 |        | 1,850,062 |
| 調査研究費                 |        | 14,208    |
| その他の経費                |        | 4,450,000 |
| 5 寄附の内訳               |        |           |
| (個人分)                 |        |           |
| 畠 中 光 成               | 89,880 | 西宮市       |
| 年間5万円以下のもの            | 50,000 |           |

収支報告書の要旨 (資金管理団体)

(単位 円)

平成25年解散分

**遠藤明後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日 26.08.20  
 期間 25.01.01～25.12.31

遠 藤 明  
 西脇市議会議員

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**岡田ひでお後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日 26.03.26  
 期間 25.01.01～25.12.31

岡 田 秀 雄  
 三田市議会議員

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 13,070 |
| 前年繰越額  | 13,070 |
| 2 支出総額 | 0      |

**21世紀の新しい神戸をつくる会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類

矢 田 立 郎  
 神戸市長



報告年月日 26. 01. 27

期間 25. 01. 01～25. 12. 31

|             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| 1 収入総額      |              | 13, 274, 661 |
| 前年繰越額       |              | 3, 274, 021  |
| 本年收入額       |              | 10, 000, 640 |
| 2 支出総額      |              | 13, 274, 282 |
| 3 本年收入の内訳   |              |              |
| 寄附          |              | 10, 000, 000 |
| 個人分         |              | 10, 000, 000 |
| その他の収入      |              | 640          |
| 一件10万円未満のもの |              | 640          |
| 4 支出の内訳     |              |              |
| 政治活動費       |              | 13, 274, 282 |
| 寄附・交付金      |              | 13, 274, 282 |
| 5 寄附の内訳     |              |              |
| (個人分)       |              |              |
| 矢 田 立 郎     | 10, 000, 000 | 神戸市東灘区       |

**飛田秀喜後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

飛 田 秀 喜

資金管理団体の届出に係る公職の種類

西脇市議会議員

報告年月日 26. 02. 24

期間 25. 01. 01～25. 12. 31

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 1 収入総額 |  | 0 |
| 2 支出総額 |  | 0 |

**山上武司後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

山 上 武 司

資金管理団体の届出に係る公職の種類

西脇市議会議員

報告年月日 26. 01. 07

期間 25. 01. 01～25. 12. 31

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 1 収入総額 |  | 0 |
| 2 支出総額 |  | 0 |

**山田みち子元気会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

山 田 美 智 子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

参議院議員

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

及び第2号

公職の候補者の氏名

山 田 美 智 子

公職の候補者に係る公職の種類

参議院議員

報告年月日 26. 05. 15

期間 25. 01. 01～25. 12. 31

|        |  |         |
|--------|--|---------|
| 1 収入総額 |  | 28, 000 |
| 前年繰越額  |  | 28, 000 |
| 2 支出総額 |  | 0       |

収支報告書の要旨 (その他の政治団体)

(単位 円)

平成25年解散分

**あしたからの風**

報告年月日 26.03.31

期間 25.01.01～25.12.31

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**安心して元気な神戸をつくる会**

報告年月日 26.01.27

期間 25.01.01～25.12.31

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 1 収入総額         | 18,941,696       |
| 前年繰越額          | 17,240,674       |
| 本年收入額          | 1,701,022        |
| 2 支出総額         | 18,892,626       |
| 3 本年收入の内訳      |                  |
| 寄附             | 1,700,000        |
| 政治団体分          | 1,700,000        |
| その他の収入         | 1,022            |
| 一件10万円未満のもの    | 1,022            |
| 4 支出の内訳        |                  |
| 経常経費           | 11,054,326       |
| 人件費            | 8,227,755        |
| 備品・消耗品費        | 754,968          |
| 事務所費           | 2,071,603        |
| 政治活動費          | 7,838,300        |
| 組織活動費          | 40,400           |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 1,779,000        |
| 宣伝事業費          | 1,132,000        |
| その他の事業費        | 647,000          |
| 寄附・交付金         | 6,000,000        |
| その他の経費         | 18,900           |
| 5 寄附の内訳        |                  |
| (政治団体分)        |                  |
| 矢田たつお後援会連合会    | 1,700,000 神戸市中央区 |
| 6 資産等の内訳       |                  |
| (借入金)          |                  |
| 矢田立郎           | 10,000,000       |

**大西一好後援会**

報告年月日 26.01.10

期間 25.01.01～25.12.31

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**大前繁雄後援会**

報告年月日 26.02.03

期間 25.01.01～25.12.31

|        |         |
|--------|---------|
| 1 収入総額 | 812,119 |
| 前年繰越額  | 349,286 |
| 本年收入額  | 462,833 |
| 2 支出総額 | 812,119 |

|                            |                   |         |
|----------------------------|-------------------|---------|
| 3 本年收入の内訳                  |                   |         |
| 寄附                         |                   | 462,833 |
| 個人分                        |                   | 462,833 |
| 4 支出の内訳                    |                   |         |
| 経常経費                       |                   | 812,119 |
| 人件費                        |                   | 600,000 |
| 事務所費                       |                   | 212,119 |
| 5 寄附の内訳                    |                   |         |
| (個人分)                      |                   |         |
| 大前繁雄                       | 462,833           | 西宮市     |
| <b>かみにて広志後援会</b>           |                   |         |
| 報告年月日                      | 26.02.06          |         |
| 期間                         | 25.01.01～25.12.31 |         |
| 1 収入総額                     |                   | 0       |
| 2 支出総額                     |                   | 0       |
| <b>来住寿一後援会</b>             |                   |         |
| 報告年月日                      | 26.02.06          |         |
| 期間                         | 25.01.01～25.11.13 |         |
| 1 収入総額                     |                   | 97,807  |
| 前年繰越額                      |                   | 97,807  |
| 2 支出総額                     |                   | 0       |
| <b>北詰勝之後援会</b>             |                   |         |
| 報告年月日                      | 26.01.29          |         |
| 期間                         | 25.01.01～25.12.30 |         |
| 1 収入総額                     |                   | 0       |
| 2 支出総額                     |                   | 0       |
| <b>河本三郎後援会</b>             |                   |         |
| 報告年月日                      | 26.01.29          |         |
| 期間                         | 25.01.01～25.12.31 |         |
| 1 収入総額                     |                   | 0       |
| 2 支出総額                     |                   | 0       |
| <b>校友矢田たつお君を支援する神戸関大の会</b> |                   |         |
| 報告年月日                      | 26.01.29          |         |
| 期間                         | 25.01.01～25.12.31 |         |
| 1 収入総額                     |                   | 324,117 |
| 前年繰越額                      |                   | 83,983  |
| 本年收入額                      |                   | 240,134 |
| 2 支出総額                     |                   | 324,117 |
| 3 本年收入の内訳                  |                   |         |
| 個人の党費・会費(40人)              |                   | 240,000 |
| その他の収入                     |                   | 134     |
| 一件10万円未満のもの                |                   | 134     |
| 4 支出の内訳                    |                   |         |
| 経常経費                       |                   | 43,087  |
| 備品・消耗品費                    |                   | 43,087  |

|       |         |
|-------|---------|
| 政治活動費 | 281,030 |
| 組織活動費 | 281,030 |

**坂本操と共に歩む会**

報告年月日 26.08.22

期間 25.01.01～25.12.31

|        |         |
|--------|---------|
| 1 収入総額 | 200,000 |
| 前年繰越額  | 200,000 |
| 2 支出総額 | 0       |

**芝地邦彦後援会**

報告年月日 26.03.25

期間 25.01.01～25.12.31

|        |       |
|--------|-------|
| 1 収入総額 | 1,295 |
| 前年繰越額  | 1,295 |
| 2 支出総額 | 0     |

**新生兵庫懇談会**

報告年月日 26.01.20

期間 25.08.09～25.12.27

|                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 1 収入総額                 | 44,333,627        |
| 本年收入額                  | 44,333,627        |
| 2 支出総額                 | 44,333,627        |
| 3 本年收入の内訳              |                   |
| 機関紙誌の発行その他の事業による収入     | 44,333,000        |
| 新生兵庫懇談会開催事業            | 44,333,000        |
| その他の収入                 | 627               |
| 一件10万円未満のもの            | 627               |
| 4 支出の内訳                |                   |
| 政治活動費                  | 44,333,627        |
| 機関紙誌の発行その他の事業費         | 13,042,581        |
| 政治資金パーティー開催事業費         | 13,042,581        |
| 寄附・交付金                 | 31,291,046        |
| 5 特定パーティーの概要           |                   |
| 新生兵庫懇談会 (1,847人)       | 44,333,000 神戸市中央区 |
| 6 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 |                   |
| 新生兵庫懇談会                |                   |
| (団体からの対価の支払)           |                   |
| 兵庫県保育推進連盟              | 500,000 神戸市中央区    |
| 富士京不動産(株)              | 500,000 姫路市       |
| JFグループ兵庫水産政策協議会        | 300,000 明石市       |
| 兵庫県農政推進協議会             | 300,000 神戸市中央区    |
| (政治団体からの対価の支払)         |                   |
| 兵庫県不動産政治連盟             | 300,000 神戸市中央区    |
| 兵庫県歯科医師連盟              | 500,000 同 市同 区    |
| 兵庫県医師連盟                | 1,000,000 同 市同 区  |
| 兵庫県精神科病院政治連盟           | 300,000 同 市同 区    |
| 兵庫県私学経営研究会             | 1,000,000 同 市同 区  |
| 兵庫県薬剤師連盟               | 300,000 同 市同 区    |

**武田文蔵後援会**

報告年月日 26.01.09

期間 25.01.01～25.12.31

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**竹本かつゆき後援会**

報告年月日 26.02.14

期間 25.01.01～25.12.25

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**中村経逸後援会**

報告年月日 26.03.18

期間 25.01.01～25.12.31

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**西垣よしゆき後援会**

報告年月日 26.01.23

期間 25.09.09～25.12.31

|                |            |
|----------------|------------|
| 1 収入総額         | 69,300     |
| 本年收入額          | 69,300     |
| 2 支出総額         | 69,300     |
| 3 本年收入の内訳      |            |
| 寄附             | 69,300     |
| 個人分            | 69,300     |
| 4 支出の内訳        |            |
| 政治活動費          | 69,300     |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 69,300     |
| 宣伝事業費          | 69,300     |
| 5 寄附の内訳        |            |
| (個人分)          |            |
| 西 垣 善 之        | 69,300 豊岡市 |

**西島英利兵庫県後援会**

報告年月日 26.01.29

期間 25.01.01～25.12.31

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**ぬきなゆうな後援会**

報告年月日 26.01.29

期間 25.08.27～25.12.31

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**兵庫民社6区**

報告年月日 26.03.24

期間 25.01.01～25.11.16

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**廣田利明後援会**

報告年月日 26.01.29

期間 25.01.01～25.12.30

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**藤本邦之後援会**

報告年月日 26.01.14

期間 25.01.01～25.12.31

|                |             |
|----------------|-------------|
| 1 収入総額         | 166,100     |
| 本年收入額          | 166,100     |
| 2 支出総額         | 166,100     |
| 3 本年收入の内訳      |             |
| 寄附             | 166,100     |
| 個人分            | 166,100     |
| 4 支出の内訳        |             |
| 経常経費           | 80,000      |
| 事務所費           | 80,000      |
| 政治活動費          | 86,100      |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 86,100      |
| 機関紙誌の発行事業費     | 86,100      |
| 5 寄附の内訳        |             |
| (個人分)          |             |
| 藤 本 邦 之        | 166,100 西脇市 |

**松本ひであき後援会**

報告年月日 26.01.20

期間 25.01.01～25.12.31

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**松本好郎後援会**

報告年月日 26.01.30

期間 25.01.01～25.12.31

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 21,595 |
| 前年繰越額  | 21,595 |
| 2 支出総額 | 0      |

**丸山諄二後援会**

報告年月日 26.03.31

期間 25.01.01～25.11.15

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 14,828 |
| 前年繰越額  | 14,828 |
| 2 支出総額 | 0      |

**宮田弘後援会**

報告年月日 26.01.20

期間 25.01.01～25.12.30

|        |       |
|--------|-------|
| 1 収入総額 | 9,265 |
| 前年繰越額  | 9,265 |
| 2 支出総額 | 0     |

**森田健治後援会**

報告年月日 26.01.09

期間 25.01.01～25.12.31

|                |             |
|----------------|-------------|
| 1 収入総額         | 291,960     |
| 前年繰越額          | 31,960      |
| 本年收入額          | 260,000     |
| 2 支出総額         | 284,438     |
| 3 本年收入の内訳      |             |
| 寄附             | 260,000     |
| 個人分            | 260,000     |
| 4 支出の内訳        |             |
| 経常経費           | 206,208     |
| 備品・消耗品費        | 80,208      |
| 事務所費           | 126,000     |
| 政治活動費          | 78,230      |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 78,230      |
| 機関紙誌の発行事業費     | 78,230      |
| 5 寄附の内訳        |             |
| (個人分)          |             |
| 森 田 健 治        | 260,000 豊岡市 |

**安井壮一郎後援会**

報告年月日 26.01.15

期間 25.08.18～25.12.31

|           |             |
|-----------|-------------|
| 1 収入総額    | 600,000     |
| 本年收入額     | 600,000     |
| 2 支出総額    | 572,185     |
| 3 本年收入の内訳 |             |
| 寄附        | 600,000     |
| 個人分       | 600,000     |
| 4 支出の内訳   |             |
| 政治活動費     | 572,185     |
| 組織活動費     | 434,170     |
| 調査研究費     | 19,215      |
| その他の経費    | 118,800     |
| 5 寄附の内訳   |             |
| (個人分)     |             |
| 安 井 るみ子   | 600,000 豊岡市 |

**矢田たつお後援会連合会**

報告年月日 26.01.27

期間 25.01.01～25.12.31

|        |            |
|--------|------------|
| 1 収入総額 | 17,383,787 |
| 前年繰越額  | 8,108,262  |
| 本年收入額  | 9,275,525  |

|   |                 |            |            |
|---|-----------------|------------|------------|
| 2 | 支出総額            |            | 16,635,866 |
| 3 | 本年收入の内訳         |            |            |
|   | 寄附              |            | 8,274,282  |
|   | 政治団体分           |            | 8,274,282  |
|   | その他の収入          |            | 1,001,243  |
|   | 事務所敷金（返還金）      |            | 1,000,000  |
|   | 一件10万円未満のもの     |            | 1,243      |
| 4 | 支出の内訳           |            |            |
|   | 経常経費            |            | 12,960,820 |
|   | 人件費             |            | 7,303,447  |
|   | 備品・消耗品費         |            | 417,547    |
|   | 事務所費            |            | 5,239,826  |
|   | 政治活動費           |            | 3,675,046  |
|   | 組織活動費           |            | 723,481    |
|   | 機関紙誌の発行その他の事業費  |            | 1,232,350  |
|   | 宣伝事業費           |            | 1,032,350  |
|   | その他の事業費         |            | 200,000    |
|   | 寄附・交付金          |            | 1,700,000  |
|   | その他の経費          |            | 19,215     |
| 5 | 寄附の内訳           |            |            |
|   | (政治団体分)         |            |            |
|   | 安心して元気な神戸をつくる会  | 5,000,000  | 神戸市中央区     |
|   | 21世紀の新しい神戸をつくる会 | 3,274,282  | 同 市 同 区    |
| 6 | 資産等の内訳          |            |            |
|   | (借入金)           |            |            |
|   | 矢 田 立 郎         | 10,000,000 |            |

**吉田富郎後援会**

報告年月日 26.03.17

期間 25.01.01～25.12.20

|   |       |        |
|---|-------|--------|
| 1 | 収入総額  | 49,488 |
|   | 前年繰越額 | 49,488 |
| 2 | 支出総額  | 0      |

**わたぬき祥一後援会**

報告年月日 26.03.19

期間 25.01.01～25.12.31

|   |       |       |
|---|-------|-------|
| 1 | 収入総額  | 6,591 |
|   | 前年繰越額 | 6,591 |
| 2 | 支出総額  | 6,380 |
| 3 | 支出の内訳 |       |
|   | 経常経費  | 6,380 |
|   | 事務所費  | 6,380 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第60号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議



院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年10月31日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表尼崎市の項中

「

|                              |                        |
|------------------------------|------------------------|
| 社会福祉法人 隆生福祉会<br>ホーム ゆめパラティース | 特別養護老人<br>同 市下坂部3丁目3-1 |
|------------------------------|------------------------|

」

を

「

|                              |                        |
|------------------------------|------------------------|
| 社会福祉法人 隆生福祉会<br>ホーム ゆめパラティース | 特別養護老人<br>同 市下坂部3丁目3-1 |
| シニアスタイル尼崎                    | 同 市道意町5丁目4             |

」

に改める。

### 教 育 委 員 会 公 告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年10月31日

契約担当者

兵庫県立神戸高等学校長 溝 口 繁 美

#### 1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県立神戸高等学校ほか37施設で使用する電気 予定数量7,561,363キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成27年4月1日(水)から平成28年3月31日(木)まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に届出管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県届出管理課 電話(078)341-7711 内線4946

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による

資格制限を受けていない者であること。

- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線2793

### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

#### (1) 交付期間

平成26年10月31日（金）から同年11月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県教育委員会事務局財務課 担当 伊勢  
電話（078）341-7711 内線5635

### 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間

#### (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成26年11月4日（火）から同月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで

#### (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

〒657-0804 神戸市灘区域の下通1丁目5番1号  
兵庫県立神戸高等学校 担当 高橋  
電話（078）861-0434

#### (3) 開札の日時及び場所

日時 平成27年1月9日（金）午前10時から  
場所 兵庫県立神戸高等学校内（神戸市灘区域の下通1丁目5番1号）

#### (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年1月8日（木）午後4時までに上記(2)の場所に必着のこと。

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年1月7日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

#### (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同

じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保証人とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成26年11月25日(火)午後4時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shigeyoshi Mizoguchi, Principal of Hyogo Prefectural Kobe Senior High School

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 7,561,363 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2015 through March 31, 2016

(4) Location:

1-5-1 Shironoshitadori, Nada-ku, Kobe, Hyogo 657-0804

(5) Deadline for tender:



- (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県教育委員会事務局財務課 担当 伊勢  
電話 (078) 341-7711 内線5635
- 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間
- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間  
平成26年11月4日(火)から同月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで
- (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先  
〒660-0804 尼崎市北大物町18番1号  
兵庫県立尼崎高等学校 担当 津守  
電話 (06) 6401-0643
- (3) 開札の日時及び場所  
日時 平成27年1月9日(金)午前10時から  
場所 兵庫県立尼崎高等学校内(尼崎市北大物町18番1号)
- (4) 入札書の受領期限  
郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年1月8日(木)午後4時までに上記(2)の場所に必着のこと。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の108。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年1月7日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)
- (3) 契約保証金  
契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保証人とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。
- (4) 入札参加者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成26年11月25日(火)午後4時までに提出すること。  
イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。  
イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoto Yada, Principal of Hyogo Prefectural Amagasaki Senior High School

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 7,377,724 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2015 through March 31, 2016

(4) Location:

18-1 Kitadaimotsu-cho, Amagasaki, Hyogo 660-0804

(5) Deadline for tender:

16:00 January 8, 2015 by direct delivery

16:00 January 8, 2015 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Tsumori, Administrative Office, Hyogo Prefectural Amagasaki Senior High School

18-1 Kitadaimotsu-cho, Amagasaki, Hyogo 660-0804

TEL (06)6401-0643



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年10月31日

契約担当者

兵庫県立明石南高等学校長 永井邦治

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県立明石南高等学校ほか39施設で使用する電気 予定数量9,234,123キロワット時/年

- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
  - (3) 履行期間  
平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで
  - (4) 履行場所  
仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- 本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。  
（入札参加資格審査窓口）  
兵庫県納局管理課 電話（078）341-7711 内線4946
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
  - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。  
（環境配慮方針に基づく判定窓口）  
兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線2793
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
- (1) 交付期間  
平成26年10月31日（金）から同年11月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県教育委員会事務局財務課 担当 伊勢  
電話（078）341-7711 内線5635
- 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間
- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間  
平成26年11月4日（火）から同月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで
  - (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先  
〒673-0001 明石市明南町3丁目2番1号  
兵庫県立明石南高等学校 担当 山田  
電話（078）923-3617
  - (3) 開札の日時及び場所  
日時 平成27年1月9日（金）午前10時から  
場所 兵庫県立明石南高等学校内（明石市明南町3丁目2番1号）

## (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年1月8日(木)午後4時までに上記(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年1月7日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

## (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保証人とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

## (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成26年11月25日(火)午後4時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった



者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否  
要作成

- (8) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Kuniharu Nagai, Principal of Hyogo Prefectural Akashi-Minami Senior High School
- (2) Nature and quantity of the services to be required:  
Supply of electric power, 9,234,123 kWh/1 year
- (3) Fulfillment period:  
From April 1, 2015 through March 31, 2016
- (4) Location:  
3-2-1 Meinan-cho, Akashi, Hyogo 673-0001
- (5) Deadline for tender:  
16:00 January 8, 2015 by direct delivery  
16:00 January 8, 2015 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:  
Mrs. Yamada, Administrative Office, Hyogo Prefectural Akashi-Minami Senior High School  
3-2-1 Meinan-cho, Akashi, Hyogo 673-0001  
TEL (078)923-3617



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年10月31日

契約担当者  
兵庫県立姫路東高等学校長 北 井 清

1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量  
兵庫県立姫路東高等学校ほか45施設で使用する電気 予定数量8,979,079キロワット時／年
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで
- (4) 履行場所  
仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿

に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県納局管理課 電話 (078) 341-7711 内線4946

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線2793

### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

#### (1) 交付期間

平成26年10月31日(金)から同年11月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

#### (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県教育委員会事務局財務課 担当 伊勢  
電話 (078) 341-7711 内線5635

### 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間

#### (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成26年11月4日(火)から同月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

〒670-0012 姫路市本町68番地70  
兵庫県立姫路東高等学校 担当 藤井  
電話 (079) 285-1166

#### (3) 開札の日時及び場所

日時 平成27年1月9日(金)午前10時から  
場所 兵庫県立姫路東高等学校内(姫路市本町68番地70)

#### (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年1月8日(木)午後4時までに上記(2)の場所に必着のこと。

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年1月7日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札

は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保証人とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成26年11月25日(火)午後4時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kiyoshi Kitai, Principal of Hyogo Prefectural Himeji-Higashi Senior High School

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 8,979,079 kWh/1 year

- (3) Fulfillment period:  
From April 1, 2015 through March 31, 2016
- (4) Location:  
68-70 Honmachi, Himeji, Hyogo 670-0012
- (5) Deadline for tender:  
16:00 January 8, 2015 by direct delivery  
16:00 January 8, 2015 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:  
Mr.Fujii, Administrative Office, Hyogo Prefectural Himeji-Higashi Senior High School  
68-70 Honmachi, Himeji, Hyogo 670-0012  
TEL (079)285-1166